

奈良県高等学校等奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年二月七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十六号

奈良県高等学校等奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県高等学校等奨学金貸与条例施行規則（平成十四年三月奈良県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（経過措置）

3 当分の間、第三条第二号の規定の適用については、同号中「昭和三十八年厚生省告示第百五十八号」とあるのは、「平成二十五年厚生労働省告示第百七十四号による改正前の昭和三十八年厚生省告示第百五十八号」とする。

附則

この規則は、公布の日から施行し、平成二十五年八月一日から適用する。